

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福

島 県 報

目次

条
例

○福島県税条例の一部を改正する条
例

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第五十四号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第五項から第七項まで及び第九項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(財務領域税務企画グループ)